

平成20年12月3日

各位

特定非営利活動法人 日本少額短期保険協会  
会長 倉田 武

少額短期保険募集人試験 臨時開催地区の設置基準等について

平素は当協会にご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

募集人試験については、本年度8、10、12月の各月に臨時開催地区を設け実施してまいりましたが、平成21年2月期以降の試験実施にあたっては複数の事業者より臨時開催地区を設けて欲しいとのご要望をいただいております。

つきましては、今般、試験の臨時開催地区を希望される場合の設置基準等について取り纏めましたので下記のとおりご連絡申し上げます。

記

1. 設置基準

受験申込者数が1地区30名以上いること。

\*概算で結構です。

2. 連絡方法

当該試験の受験申込み開始日の1ヶ月前（注）までに「都市名（原則、県庁所在地）」「受験予定者数」を次の連絡先までご連絡願います。

（連絡先 メールアドレス）： [info@shougakutanki.org](mailto:info@shougakutanki.org)

（注）平成21年2月期試験の例：受験申込み開始日（平成21年1月5日）の場合、ご連絡は1ヶ月前（平成20年12月5日）までお願いいたします。

3. その他

臨時開催をご希望されても、一定数（20名程度が目安）に満たない場合は実施しないことがありますのでご了承ください。

以上